

平成30年第12回教育委員会

定例会議事録

平成30年12月3日

東久留米市教育委員会

平成30年第12回教育委員会定例会

平成30年12月3日(月) 午前10時01分開会  
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第37号 東久留米市立小中学校施設使用条例の施行規則の一部改正について  
(2) 議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例の施行規則の一部改正について  
(3) 議案第39号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について  
(4) 諸報告  
①西部地域小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画(案)に関する取組経過について  
②平成30年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について  
③平成30年第4回市議会定例会について  
④その他
- 

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 5人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時01分)

- 園田教育長 これより平成30年第12回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員にお願いします。  
○馬場教育委員 はい。
- 

### ◎議案の追加と会議の進め方

- 園田教育長 議案の追加がありますので、説明をお願いします。  
○小堀教育総務課長 「議案第39号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を追加しますので、よろしくご審議願います。  
○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第39号を追加することで、よろしいですか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、新しい日程により進めさせていただきます。
- 

### ◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。本日は議案第39号の追加があります。お配りしている資料ですが、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

### ◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。10月26日に開催した第7回臨時会及び11月8日に開催した第11回定例会の議事録について、ご確認いただきました。特に修正の連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第37号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。  
○森山教育部長 「議案第37号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成30年12月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立小中学校施設の使用に当たり様式を改める必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。  
○小堀教育総務課長 当該規則については、市立小中学校の施設の一部を社会教育その他公共

のために使用するについて必要な事項を定めることを目的とする東久留米市立小中学校施設使用条例の施行について必要な事項が定められたものであり、同条例第2条には「市立小中学校の施設を使用とする者は、あらかじめその学校長を経由して東久留米市教育委員会に申請しなければならない。」との規定があります。本議案はこの申請手続に係る様式の一部を改正するものです。議案書を3枚おめくりいただきますと、4枚目から様式に係る新旧対照表があります。アンダーラインが引かれた部分が随時手直しされてきた箇所になります。

当該様式は担当が日々運用していく中で、より分かりやすくあるいは合理的と考える書式に改められてきたものが、規則の一部改正という手続から漏れていたものです。したがっていまして改正案の様式は既に使用されてきていまして、追認をお願いするという形になりましたことをご詫びしますとともに、今後の事務に当たりましては十分に注意してまいります。

○園田教育長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

よろしければ、採決に入ります。「議案第37号 東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第37号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第2「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成30年12月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立体育施設の使用に当たり様式を改める必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○森田生涯学習課長 当該規則は東久留米市民の体位の向上と健全なる心身の発達に寄与するため、必要な施設の設置および管理運営について定めることを目的とする東久留米市立市民体育施設条例の施行について必要な事項が定められたものであり、同条例施行規則第2条には「東久留米市立市民体育施設を使用とする者は、使用承認申請書を使用とする日の1カ月前から前日までに東久留米市教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。」との規定があります。本議案はこの申請手続に係る様式の一部を改正するもので、議案書を4枚おめくりいただきますと、5枚目以降が新旧対照表になります。当該様式は施設の変更があった部分や担当が日々運用していく中でより分かりやすく、あるいは、より合理的と考える書式に改められてきたものが規則の一部改正という手続から漏れていたものです。したがっていまして、改正案の様式は既に使用されてきており追認をお願いするという形になりましたことをご詫びしますとともに、今後の事務に当たりましては十分に注意してまいります。

○園田教育長 ただいまの説明に関してご意見、質問はありますか。なければ採決に入ります。「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第38号は承認することに決しました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第3「議案第39号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第39号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成30年12月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、改元に伴い、様式を改める必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。
- 森田生涯学習課長 当該規則は市民の体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するための東久留米市スポーツセンター条例の施行について必要な事項が定められたものであり、同条例施行規則第8条の2には「使用料の減額または免除の取り扱いを受けようとする者はあらかじめ施設使用料減免申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。」との規定があります。本議案はこの申請手続に係る様式の一部を改正するものです。議案書を2枚おめくりいただきますと、3枚目に新旧対照表があります。今回の一部改正については来年5月に新元号になることから施設使用料減免申請書の受付日、承認日、期限から「平成」の文言を削除するものです。
- 園田教育長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。よろしいですね。それでは採決に入ります。「議案第39号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第39号は承認することに決しました。

---

### ◎諸報告

- 園田教育長 日程第4、諸報告に入ります。「①西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）に関する取組経過について」から説明をお願いします。
- 島崎学務課長 「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）に関する取組経過について」説明します。10月26日の教育委員会において実施計画（案）について報告していますが、11月に下里小学校と第十小学校の保護者全体を対象とした説明会を開催しましたので、本日はそこでどのようなご意見が出されたのかを報告します。

なお、先に、これまでの間にPTA組織に当たる下里小の世話人会から要望書が4通出されていますので、要望項目について事務局側の見解を述べさせていただきます。A3資料の「下里小学校世話人会から要望項目のまとめ及び教育委員会の対応・見解」をご覧ください。

先ず、9月14日付要望書の【要望項目】は、「①統廃合の時期について」「②学校の選択性の導入について」「③十小との統廃合についてのアンケート結果について」です。【教育委員側の対応・見解】ですが、時期については「①32年度には下里小学校は第十小学校に統合する考えとした」「②下里小の全通学区域の十小学校の通学区域とするが、平成30年度に下里小に在籍し、下里小の閉校時に下里三丁目に住所のある在籍児童のみ七小を選択することができる考えとした」「③要望書及びアンケートについては受領後、教育長決裁で回覧（稟議）しており、地域懇談会における意見交換と同様に保護者の意見として受けとめている」としています。10月10日付の要望書の【要望項目】は、「④9月の地域懇談会

にて教育委員会側が口頭で発表された内容について、全保護者を対象とした説明、及び保護者の意見をしっかり聞き届けてくださる場を設けてください」です。これに対しては「④教育委員会において実施計画（案）としてまとめ、その後、保護者からの意見をいただく場として、保護者全体を対象とした説明会（11月17日）を開催した」としています。10月22日付要望書の【要望項目】は、「⑤保護者の意見を聞いてから、統合の時期を決めてほしい」「⑥学校の選択が可能な地域をさらに拡大してほしい」「⑦十小とも七小とも交流事業をしてほしい」です。これに対しては、「⑤統合の時期については、第9回地域懇談会において委員から『具体的な時期を示さないと親が不安である』との意見が出されたことから、事務局において検討を重ね、第10回地域懇談会（9月27日）で考え方を伝えるに至った。年次については子どもたちの教育環境をできるだけ早期によりよいものにするために、32年4月に統合する考えとした」「⑥小学6年生は中学校に進学する前の多感な時期である上、1学期には小学校生活での印象深い思い出として挙げられることの多い移動教室がある。そうした学年ごとの事情については学校からも聞いており、説明会で保護者からいただいた意見も考慮して検討する」「⑦交流事業は教育課程のすり合せが必要であり2校であれば可能と考えているが、七小も含めると実際にどのように引率を行うかなど難しい部分もある。七小の情報は積極的に提供し、交流についても教育課程の編成の中で可能性を探りたい」とお答えしています。11月9日付要望書の【要望項目】は、「⑧学校の選択を全地域に拡大するよう強く望む 特に卒業を迎える学年については、学校の選択ができるとともに、細かい配慮をしてほしい」「⑨全体保護者では、全ての参加者が理解できるように丁寧に説明をしてほしい」「⑩七小との交流事業についての積極的に取り入れてほしい」です。⑧については⑥と同じ回答をしています。「⑨第10回の地域懇談会で初めて考え方を示したのは、第9回地域懇談会において委員から「具体的な時期を示さないと親が不安である」との意見が出されたことに加え、東京都が9月に公表した最新の教育人口等推計の数値が引き続き厳しい結果であったことによる。地域懇談会については平成28年10月から平成30年9月までの間、10回にわたり意見交換を行ってきた。次のステップとして計画（案）をまとめ、保護者全体から意見をいただく場として説明会（11月17日）を開催した」と回答しています。

続いて、「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）に関する取組経過」をご覧ください。下里小学校及び第十小学校で実施した保護者説明会について、報告します。まず、下里小学校で開催した説明会です。体育館において、平成30年11月17日（土曜日）の9時半から12時半、3時間にわたって行いました。対象者は下里小学校児童保護者、新入生児童の保護者も含めており、地域懇談会委員の方にもご案内し、出席者数は保護者41人でした。説明した内容は、西部地域小学校再編成に向けた実施計画（案）、第十小学校への道路の状況についてです。説明会の質疑応答等について説明します。資料の表中左側「意見・質問の分類」ですが、これは10月26日に報告しました実施計画（案）の目次を記しています。表真ん中の「保護者から出された意見・質問」についてですが、保護者から出された意見や質問を左の分類に対応するように記しています。また、小さく「丸複」と記している意見は複数の保護者から出された意見です。表中右側の「教育委員会の見解・回答」については、説明会で答えた回答内容だけでなく、見解も含めて記載しています。初めに「1 計画の目的について」です。「そもそも子どものための適正化なのか。

統合に反対。統合は仕方がない」等の意見をいただきました。これに対しては、「児童数の減少に伴う、学校運営上の課題、教職員が少なくなることによる課題が児童に影響を及ぼすことが懸念され、それらの課題を解決するために、また、子どもたちの教育環境をよりよいものにするために適正化は避けられない」と答えています。「2 計画の基本的な考え方について」は、複数の保護者から「十小が下里小に統合する案はないのか」というご意見をいただいています。これに対しては、「下里小は市内唯一全学年でクラス替えができない規模であり、統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある学校として位置づけられている」と答えています。「3 学校規模適正化の必要性について」

「①小学校の適正規模について」は、「少人数のメリットがあると感じている。これに対して少人数のデメリットはある。上の子が下里小学校から中学校に進学し、集団に溶け込んでいくのが苦手だったように感じている」。このようにメリット・デメリット双方のご意見が出されています。これに対しては、「現在、下里小においては学校の努力と工夫で少人数に良さを引き出す活動を行っており、保護者からも高く評価されている。少人数の場合、一般的には運動会・学習発表会・遠足・移動教室との集団活動・行事の教育的効果が下がる等の課題があることから、将来に向けて適正化を進める必要がある」と答えています。「②学校規模な標準を下回る場合の教育上の課題」については、「少人数の場合は教員の負担もあるので、クラス数は多いほうがよいと思う」という意見が出されました。これに対しては、「教職員が少なくなり、教員一人当たりの校務・行事の負担が重くなっている。単学級であると指導計画、評価、教材研究等の全てを一人の教員が行うこととなる」と答えています。

「③市立小学校の児童数及び学級数の現状と推計」については、「将来、十小が再統合になるのが聞きたい。また、十小も今後どこかで統廃合になるなら、真ん中にある下里小を残してほしい」という意見が出されています。これに対しては、「教育人口等推計から大幅に変わらなければ再統合の必要はないと考えている。市でも人口ビジョンを策定し、子育て世代に転入数増加を目指し、人口維持に努力している」と答えています。「4 再編成計画」

「①通学区域と調整区域」については、「要望書にもあるとおり、学校選択の幅を拡大してほしい」です。これは複数出されています。「下里三丁目に住んでいて選択肢を与えられたのはうれしいが、選択肢のない方との気持ちに差が出てしまって悲しい」「中途半端な選択肢の与え方である。全員が七小を選択できるか、もしくは全員が第十小に行くかどちらかにしたほうがよい」との意見が出されています。これに対しては、「下里小を十小に統合することにより、適正規模の学級数となる見込みであることから、下里小の全通学区域を十小の通学区域とした。下里小設置以前に下里三丁目や七小の通学区域であった歴史があり、地域懇談会等においても調整区域を設けるなどして弾力的な運用を求める声があったことから、時限的な措置として計画（案）の考えに至った。在籍児童の全員に第七小学校を選択できるようにした場合、統合後、十小学校でクラス替えができなくなる可能性がある」と答えています。「②学校適正規模の時期について」は、「31年度末に統合は確定なのか」というご質問がありました。これに対しては、「子どもの教育環境をよりよいものにするためにできるだけ早期に実現したいと考えている」と答えています。「③就学計画について」は、「31年度新入学予定児童に七小の選択肢がないのは不満。在校生を全員卒業させる方法もある。下里小に入学する場合、入学後に児童数が少なかったり、同性がほかにいないのが心配である」というご意見がありました。これに対しては、「31年度の1年生は計画策定後初めて

就学する学齢であり、十小への就学も可としている。統合後の十小の適正な規模を保つために、七小の選択が不可としている」と答えています。「④スケジュールについて」は、「意見を取り入れ納得した上で進めてほしい」というご意見が出されています。これに対しては、「今後も準備会等における保護者の意見を踏まえて進めていきたい」と答えています。「⑤適正化の実施に伴う課題への対応」「(1)交流事業について」は、「信頼関係を築くために交流事業をしっかり行ってほしい。七小側にも交流事業に協力してほしい。学校公開や運動会が全て同日となっているので調整してほしい。十小でも下里小学校の取り組みを引き継いでほしい」という意見が出されました。これに対しては、「交流事業は教育課程のすり合わせが必要であり、2校であれば可能と考えているが、七小も含めると実際にどのように引率を行うのかなど、難しい部分がある。七小の情報は積極的に提供し、交流についても教育課程の編成の中で可能性を探りたい。また、よい取り組みは生かしていきたいと考えている」と回答しています。「(2)教職員等への変化」については、「下里小は、サポートしてくれる先生がいて、とてもよい環境で学習ができる。十小でも環境を維持してほしい。統廃合が決定したら適正化担当(事務職員)は学校に張りついてほしい」というご意見があり、これに対しては「教員については、定数以上の配置を行う『加配』を検討している。職員に対しては必要に応じ担当職員の配置は検討する」と答えています。「(3)統合に伴う教育環境の整備」については、「新しい道路ができたが、地域の見守り体制がない。十小の周りの環境が心配。不審者情報が心配。今後の避難所はどうか」等のご意見やご質問がありました。これに対し、「新たに交通擁護員の配置を検討している。十小までの道路の状況は、都市計画道路が開通し、通用門も設置予定である。夜間の状況も確認し通学路として問題がない」と回答しています。「その他」の意見として、「急激な速さで進みショックを受けている。たまたまこの時期の当事者となりショックである。市に対して不信感がある。保護者の意見に耳を傾けてほしい。学校がなくなるのを悲しいと子どもが言っている、子どもの意見も聞いてほしい」「現状に満足しているが受け入れるしかないと諦めている。下里小に通わせてよかったと思っている。下里小学校の環境がよくないとと言われると悔しい」「(統合の時期を)子どもや保護者に早目に伝えてほしかった」、という意見をいただいています。これに対しては、「児童数の減少により市のほかの小学校と違う適正化という課題が生じており、そのことに対して、真正面から向き合っている保護者の皆様には感謝している。在学児童については下里小学校以外の学校に通うことになる学年もあり、心苦しく思っている。下里小学校の現状がよくないというものではなく、少人数の中で非常に努力してよい環境にしている」と答えています。

続いて、第十小学校で行った説明会について報告します。11月21日(水曜日)18時半から19時15分の間で行いました。対象は下里小学校児童保護者で、参加いただいた保護者の数は15名です。「1 計画の目的について」「2 計画の基本的な考え方について」「今回の統廃合は新しい学校をつくる新設統合なのか、吸収統合なのか」などの質問に対しては、「吸収統合という考え方ではなく、下里小学校を閉校とし、第十小学校の学区域を拡大するという考えである」と説明しました。「3 学校規模の適正化の必要性について」「③市立小学校の児童数及び学級数の現状の推計」については、「35年度までしか推計がないため、それ以降に再度統廃合することもあり得るのか」という質問があり、これについては、「教育人口等推計は30年5月1日現在の人口をもとに推計しており、36年度(2



024) 以降の数値はありません。教育人口等推計が大幅に変わらなければ、再統合の必要はないと考えている。市でも人口ビジョンを策定し、子育て世代の転入数増加を目指し、人口維持に努力している」と答えています。「4 再編成計画について」は「計画(案)に学区の地図がないのでは分かりにくい」というご意見をいただきました。これについては、「計画(案)に住所を記載しているが、計画として策定する際に地図の記載については検討する」答えています。「5 適正化実施に伴う課題への対応」「(1) 交流事業」については、「第十小学校は受入側だか、下里小学校のルールや伝統がゼロになるわけではない、折り合いがつくのか心配。交流事業はどのようにして決めるのか。統合に向けた準備においてPTAの負担は」というご質問いただいています。これに対しては、「下里小学校からも今までの取り組みを生かしてほしいという意見はあり、教育課程のすり合わせをする中でよいものは生かしていきたいと考えている。準備会等における保護者の意見を踏まえて教育委員会で決定していきたい。保護者も一緒に行いたいという要望があれば、保護者の参加する時間も発生するものとする」と答えています。「(2) 教職員等への変化」については「統合時、大幅な教員の異動があると思うのが、配置について配慮されるのか」という質問をいただいています。これに対しては、「教員については定数以上の配置を行う『加配』を検討しており、教員配置に関する年限はあるが子どもたちのために配慮しつつ配置する」と答えています。「(3) 統廃合に伴う教育環境の整備」についてはご質問がありませんでした。「その他」については、「通常、クラス替えを行わない学年で統合により学級数が増えた場合はクラス替えを行うのか。統合により学童保育所の待機児童が出た場合にはどのように対応するのか。学童保育の先生も増やしてもらえるのか」等のご質問をいただきました。「クラス替えは学校長の判断となるが、一般的にクラス増の際にはクラス替えを行うことが多い。学童で待機児童が出た場合は現状では特別教室等を借り、指導員を配置の上、定数を増やす対応がされている」と答えています。なお、下里小学校で実施した説明会に参加された41名全員から、ご意見を伺うことができました。

○園田教育長 学務課長の説明にもありましたが、「保護者からの意見・質問」とそれに対する「教育委員会の見解・回答」の※ですが、「説明会での回答内容だけではなく見解も含む」とあります。この意味するところですが、下里小学校の説明会では保護者41名にご出席いただき、全員からご質問あるいはご意見をいただいています。最初は一問一答でお答えをしていましたが、なかなかこの場では時間が足りないということで、途中から、まずは全員にご意見を一通り言っていただいて、後ほどまとめて回答するという形で進行了ました。そうしたところ、それもまた時間の制約もあり、特に、大勢の方から出た質問や「特にこのことについては答えてもらいたい」という内容についてはその場ではお答えをしましたが、その場では十分ご回答できなかった部分もあります。皆様からの大事なご意見ですので、こういう形式をとり書面で見解をまとめ、後日、保護者に書面で回答することを考えています。ただいまの説明について、委員からご意見、ご質問いかがでしょうか。

○宮下教育委員 11月17日の下里小学校で行われた説明会では、「1 計画の目的について」の見解・回答として、「子どもにたちの教育環境をよりよいものにするために適正化は避けられない」とされています。第十小学校の説明では同じ「1 計画の目的について」、「吸収統合という考え方ではなく下里小を閉校とし、第十小の学区の区域を拡大するという考え方である」とありました。私は、先ず一番の問題は適正化の時期なのではないかと思

ますので、適正化の時期をどのように考えているのか伺います。

第10回の地域懇談会で初めて教育員会として、通学区域及び統合年次についての考え方を示しています。「保護者から、アナウンスを早くしてほしいが統合までの期間が短い」との意見が出されており、本日の資料にもあるとおり、下里小学校の世話人会からもその後の要望で「保護者の意見を聞いてから統合の時期を決めてほしい」との要望が出されています。教育委員としても適正化の時期については、大きな論点の一つになると考えています。適正化の時期について、改めて保護者の意見を伺います。

○島崎学務課長 下里小学校の保護者からは「31年度末に統合は確定なのか」というご質問がありましたが、統合年次を遅らせてほしいという意見は出されていません。

なお、学校規模適正化の時期については、先の10月26日に開催された教育委員会において、宮下委員が発言された、「32年度は新しい学習指導要領が全面実施される年である。学習指導要領が変わればその都度適正化の考えを取り入れなければならないわけではないが、本市に当てはめてみると統合の時期を考えるのであればタイムリーではないか」という意見を説明会で伝えさせていただきました。

下里小学校と第十小学校で開催した説明会では、学校規模適正化の時期について大きく異議を唱えられる趣旨の発言はありませんでした。

○宮下教育委員 分かりました。保護者から出された意見の中に、「学校がなくなるのは悲しいと子どもが言っている、子どもの意見を聞いてほしい」「たまたま当事者となりショックである」がありました。子どもたちや保護者の心情を察すると本当に心苦しく思います。しかし、児童数が減少する中では、子どもたちの教育環境より良いものにするためには適正化は避けられないと考えています。下里小学校の教職員にとっては、児童や保護者の気持ちに変化が出ている中での学校運営となるため、かじ取りが非常に難しくなっていると伺っています。そうした状況もあるので、計画案どおりに32年度に統合する方向で良いのではないかと考えています。

なお、下里小学校と第十小学校でそれぞれの説明会を行っていますが、例えば、互いの学校に「こういう意見が出ていますよ」ということを伝えてはいますか。今後は両校が互いの意見をよく理解した上で進めていかなければいけないと思います。

○島崎学務課長 本日もお配りしている、「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画（案）に関する取組経過」の報告を両学校の保護者に配布したいと考えています。

○宮下教育委員 もう配布されていますか。

○島崎学務課長 本日のこの教育委員会を後に配布することを考えています。

○尾関委員 「保護者41名」とありますが実際の対象の保護者は何人で、どのくらいの方がおいでになったのか確認したいと思います。

○島崎学務課長 在籍児童は116名で、当日は学区域内にお住まいの来年度の就学予定の児童がいらっしゃるご家庭にも説明会のご案内をしており、その予定児童数が14名います。分母としては130名の児童ですが、重なっている部分もあり、53名の児童と保護者にご参加いただいています。児童の割合ですと約41%の保護者に出席していただいたことになります。

○尾関教育委員 論点としては統合年次の話もありますが、通学区域になるのだと思います。通学区域についてもさまざまなご意見がありましたが、ご意見の中には実現可能あるいは不

可能というものもあるのではないかと思います。

○**島崎学務課長** 通学区域については、要望書にある現4年生だけは選択の幅を広げる案、全員が第七小学校を選択できるようにする案、全員が第十小学校に就学する案等の三つの意見が出されました。さらに、教育委員会が示した案もありますので、大別して四つのパターンになります。まず、世話人会からの要望案についてですが、保護者の意見をまとめ上げられて提出されていますので多くの保護者の意見が反映されていると思いますが、説明会ではそれ以外の意見も出されています。

次に実現性についてですが、要望書にある現4年生だけの選択の幅を広げるという案ですが、数字では現4年生の学齢人数が多いことから、下里三丁目に限らずほかの地域に住んでいる児童についても第七小学校も選んでも統合後の第十小学校はクラス替えができる規模となります。次に、全員が第七小学校を選択できるようにする案ですが、統合後の第十小学校でクラス替えができなくなる可能性があります。また、全員が第十小学校に行く案については、これまで10回を重ねてきた地域懇談会において事務局が推奨してきた考えではありませんが、懇談会の委員からは弾力的な運用を求める意見があり、選択の幅を広げてきた経過ありますので、この段階で選択の幅を狭める選択は難しいと考えています。よって、通学区域については教育委員会が計画（案）で示した案、もしくは要望書に記載されている現4年生だけは選択の幅を広げるという案に絞られると考えています。

○**尾関教育委員** 内容は分かりましたが、結果的に第十小学校でクラス替えができなくなるのは最初の趣旨からも外れていると思います。そういう点では最初から教育委員会の計画（案）に固執するのではなく、地元の声を聞いて、可能であれば4年生まで広げることも考慮したらどうですか。統合時期についてはあまり反対がないということですので、地域の要望を聞き、4年生、5年生、6年生の選択の幅を広げることについては考慮してもいいかと思えます。あと、1年、2年生の児童はもちろん動かないと思いますが、今後数年間通うことを考えると、保護者としては簡単に線引きされても困ると思います。

○**馬場教育委員** 西部地域の適正化に当たり、通学路が変わり、選べる幅が広がった子どもがいるわけですが、十分な安全対策が必要になると思います。説明会での保護者の意見の中でも第十小学校周辺の環境について心配の声が上がっていますので、まずは通学に当たっての配慮が必要だと思います。通学路の安全について事務局としてはどのように考えているか伺います。

○**島崎学務課長** 通学路に関する現状を説明します。資料の「第十小学校への道路の状況」をご覧ください。この資料は11月17日の下里小学校の説明会でも保護者にお配りしたものです。道路に太線で示した部分が通学路として設定される可能性が高い道路です。★印の箇所は交通量が多く信号がないため、交通擁護員を配置しています。●印の箇所には既に防犯カメラを設置しています。通学路として設定の可能性が高い箇所について、日中と夜間の写真を撮影してきました。●印から▲の方向を写しています。いずれも見通しもよく歩道も整備されており、季節によっては暗くなる時間が変わってきますが、夜間であっても街路灯で十分な明るさがあります。

資料左下の写真をご覧ください。先月、第十小学校を北側に面した箇所に、都市計画道路が開通しました。既に下里方面から第十小学校に通う児童も、新たに開通した都市計画を使って登校しています。加えて、今年度中には都市計画道路に面した箇所に新たな通用門を設

置する予定です。今後は交通量の増加が想定されますが、通学路としては問題ないと捉えています。統合後の安全対策については計画（案）で示しているとおおり、都の補助の活用の上、交通擁護員の配置に努めていきたいと考えています

○細田教育委員 現在の下里小学校の取り組みですが、ぜひ、第十小学校でも実施してほしいと思います。11月22日に下里小学校において研究発表会があり、私も参観してきました。下里小学校では児童の体力向上、健康増進のために東京都アクティブライブ研究実践校の指定を受け、28年度から3カ年、体を動かす楽しさを味わい、意欲を持って運動に取り組む児童の育成を主体として研究に取り組んでいます。私たちが子どもたちのところに行われてきた体育の授業という主として体そのものを使う「運動」でしたので、その種目が得意でない子はなかなか主体的に授業に向き合えなかったと思います。しかし、先日の研究発表会では、運動に関する学ぶ力を高めるために効果のあるコーディネーショントレーニングを導入し、体を動かす楽しさを味わいながら、基本的な動きを学べる工夫がされており、子どもたちが生き生きと楽しみながら授業に取り組んでいる様子がとても印象に残りました。この取り組みは下里小学校の保護者に評価をいただいていると聞いています。ぜひ、統合後の第十小学校でも取り入れればと思います。

そこで下里小学校の保護者説明会でも意見が出されていましたが、そうした下里小学校ならではの取り組みを引き継いでいけるのか伺います。

○島崎学務課長 第十小学校でもさまざまな取り組みが行われていますので全てを引き継ぐことは難しいと思いますが、可能な範囲で引き継いでいきたいと考えています。現在は計画（案）の段階ですが、第十小学校及び下里小学校の校長に対しては、教育委員会としてもそういう考えがあることは随時お伝えしています。

○園田教育長 前回の教育委員会でも実施計画（案）を報告し、その後、保護者に対して説明しました。そのことに対する教育委員会の見解・回答については事務局から示したとおりで。また、これまで世話人の方からまとめていただいたさまざまな要望書についても、この機会に私どもの見解をまとめさせていただきました。今後は教育委員のご意見も踏まえ、さらに計画（案）を検討し、できれば次回の教育委員会には「（案）」のとれた計画という形で私ども事務局から議案として提案し、決定していただきたいと考えています。また、引き続きご意見もいただければ検討していきたいと思います。

○細田教育委員 一つ確認させていただきます。先日、市民の方から話を聞いたのですが、統合するに当たり、第十小学校と第七小学校の子どもたちの間では既に統合先の友達と遊ぶように分かれてきてしまっているということです。今まで仲よく遊んできていたのに、「第十小学校に行く子はそっちの子たちと遊んだら」ということらしいのです。統合まではあと1年あるので、この先このようなことが大きくなっていくと、いじめにつながってしまう可能性があるのでは、教育委員会でも注意していただきたいと思います。

○央戸指導室長 貴重な意見ありがとうございます。そういったことが絶対に起こらないように、注意していきたいと思います。学校では子どもたち一人ひとりに対して丁寧に声を聞きながら、子どもたち同士の人間関係を見守っていきます。

○細田教育委員 子どもたちにとっては大切な時期になります。よろしくお願いします。

○宮下教育委員 今のご意見と関連しますが、大人の論理に齟齬（そご）があったものが、子どもにストレスを与えているのではないかと思います。子どもにストレスを与えることによ

って、さまざまな教育課題が発生してくるおそれがあります。そこは一番危惧するところですので学校長ともよく連携をとりながら、そういうことがないように私たちはどういう対応をしていくべきか明確に出していった方がいいだろうと思います。統合時期はまだ明確ではありませんができるだけ早く提示し、教育課程をどうするのか、これから具体的に精査する時期になります。そんなことが早急に求められていると思います。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしければ引き続きこの件については事務局で整理検討させていただき、できれば次回の教育委員会の中で計画としてお示しをしたいと考えています。

続いて「②平成30年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について」説明をお願いします。

○中央指導室長 「平成30年度東京都『児童・生徒学力向上を図るための調査』結果」がまとまりましたので報告します。調査は平成30年7月5日（木曜日）に実施されています。調査対象は小学校第5学年、中学校第2学年です。調査内容は教科に関する調査〔教科の内容・読み解く力〕になっています。教科は小学校第5学年が国語、社会、算数、理科。中学校第2学年が国語、社会、数学、理科、英語です。詳細は統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 資料1枚目の左側上段をご覧ください。平均正答率は小学校では国語が63.2%とありますがこれが本市の結果で、括弧内が東京都の平均になります。国語が63.2%、社会が66.1%、算数が48.3%、理科が67.3%でした。中学校では国語が70.6%、社会が57.6%、数学が49.3%、理科が48.9%、英語が52.7%です。全ての教科について東京都の平均を下回っている状況です。その下にある観点別調査の結果の平均正答率をご覧ください。こちらは問題ごとに関心・意欲を問う問題やそのほかの項目についての結果ですが、調査が重なっていたり、必ずしも全部の平均が先ほど申し上げた平均正答率にはならないことを先に申し上げます。

改めて観点別の調査結果をご覧ください。観点別は大きく二つの項目に分かれています。一つは「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」を分析した結果です。ただし、国語についてのみ、「関心・意欲・態度」「話す・聞く」「書く」「読む」「言語についての知識・理解・技能」に分かれています。もう一つは「読み解く力」についての分析です。読み解く力に関しては「情報を正確に取り出す力」「比較関連付けて読み取る力」「解決する力」を分析した結果です。網掛けしている2カ所が東京都の平均を超えている部分になります。資料の右側をご覧ください。資料の右側は結果をグラフ化したものです。平均正答率、生徒数の分布などです。習得目標未達の児童・生徒の割合や到達目標値を達成した児童・生徒の割合を、東京都と比較したものです。本市の平均正答率や達目標値などについてもご覧いただけます。市の正答数の分布が棒グラフで、都の正答数を折れ線グラフで示しています。続いて2枚目の資料をご覧ください。正答率が上位の問題と課題が見られた問題の代表的なものをまとめています。「国語」の小学校のところをご覧くださいと、第3学年までの漢字の書き取りは上位にありました。一方、課題をご覧くださいと、第4学年までの漢字の書き取りに課題があることが分かります。このことから、新しく学んだ内容についての習熟が十分ではないことが考えられます。中学校をご覧ください。【話す能力・聞く能力】や【書く能力】に関する問題が上位にあります。一方、課題をご覧くださいと、【言語についての知識・理解・技能】という問題に課題があることが分かります

ので、こちらにも基本的な学習内容の定着が不十分であることが考えられます。さらに、3枚目の資料をご覧ください。本市で定着が不十分な問題の実際の例を記載しています。小学校の算数をご覧ください。中段より少し下ぐらいにあります。四則計算の問題です。先に掛け算を行うべきところですがこの問題の正答率は31.8%と、多くの児童が誤って計算をしています。前から順番に計算してしまっている誤答例が多く見られました。右上一番上の中学校の国語をご覧ください。「縮めた」の読み仮名を問う問題です。回答を書いていない無回答のほかに「縮めた」の「ち」が「ち」に濁点を付けるべきところを「し」に濁点をつけているケースが多くありました。このような部分についても定着を十分に図っていく必要があると考えられます。

今後はこれらの内容について市全体の傾向を各学校に周知するとともに、学校ごとの課題に対応した授業改善推進プランを作成していますので、その実施を着実に進めるように指導していきます。また、授業改善推進プランについては、今年度から実施状況について検証を行うことができるようにしました。その結果については年度末に報告したいと考えています。

○馬場教育委員 都の平均を全体的に下回っているということですが、全体的に下回っているのか。それともできる子が少ないのか、諦めてしまっている子が多くて下がっているなどの原因があると思います。小・中学校で特徴的なことがあれば伺います。

○荒井統括指導主事 教科ごとに大きく異なっていると考えています。中でも一番課題になるのは、答えを全く書かない無回答ということになります。無回答の層については全体的に減少傾向にはあると考えていますが、今後、正確な数値を後追いすることになりますので、改めて報告させていただきます。

○宮下教育委員 平均値の問題については、いわゆる習得の目標値未満の子どもたちが多いということになりますか。

○荒井統括指導主事 はい。習得目標値未満の児童が多いということで間違いありません。

○宮下教育委員 つまり、学力の定着が非常に不足している子どもがだんだん増えてきているということになりますか。

○荒井統括指導主事 教科によって異なりますが、残念ながらそういう傾向にあると認識しています。

○宮下教育委員 到達目標値の子どももいるが、到達していない子どもたちの結果が平均されると、本市の場合には低くなってきている状況ですね。平均値の読み方は今後も相当分析していかなければならないと思います。先ほどのご説明では、今後は各学校が自らチェックしながら、指導改善推進プランに反映し、その検証をしていくということでした。教育委員会がチェックする段階に入っていますで、それが一番大きな課題になります。

なお、この調査結果は教科に関する調査です。併せて、本市の子どもたちの現状がどういう状況にあるのかという調査がもう一つありますので、そこからも分析した方がよく分かると思います。東京都教育委員会では、教科に関する調査以外に児童・生徒の質問紙と学校の質問紙を行っていますね。その質問紙では、授業の内容の理解度についても「授業の内容はどのくらい分かりますか」と子どもたちに聞いているデータがあります。また、振り返る活動に関する質問のことが出ていました。振り返りについては、今年の5月になりますが、市教育委員会の授業改善研究発表会の時に、指導室長が「振り返りがものすごく大切である」という話をされました。振り返りをするによって定着していくのだと思います。その振

り返る活動に関しての質問もありました。そしてもう一つ、自尊感情に関する調査もあります。「自分のことを大切な存在だと感じていますか」という質問が、7月5日の調査にもあるのではありませんか。教科に関する調査結果のさらにもっと根本的にある内容だと思えますが、本市の子どもたちはどういう状況なのでしょう。そういう現状がきちんと明確になると、対応策がもっと明確になっていくと思えます。そのデータがあれば次の教育委員会の時にご提示していただければと思います。

○**荒井統括指導主事** ただ今ご指摘いただきましたのは東京都の調査ではなく、全国学力・学習状況調査の結果だと思えます。全国の調査でも、東京都のデータのほか、本市のデータがあります。全国学力・学習状況調査では、宮下委員がおっしゃった各項目についての本市の結果は既に出ています。先の教育委員会で一度お示しはさせていただいていますが、この辺りは確かにクロスして検討することで、一層分析が深まるというご指摘だと思えます。次回、資料を出す際には再検討したいと思います。

○**宮下教育委員** 私が得ている東京都教育庁からの情報では、7月5日の調査の時の調査内容が①②③と三つあり、①の教科に関する内容、②児童・生徒の質問調査と③学校質問調査の三つのデータが教育委員会に送付されていると思えます。子どもたちの学習に対する意欲や生活にとっても関わっていますので、それも踏まえた上で今後の改善策を検討していただければと思います。

○**園田教育長** 本日報告させていただきました結果については、速報版になります。まだ分析をしなければいけない部分があると思えます。特に資料3枚目の問題になりますが、内容によっては特に小学校で20ポイントぐらい差が出ています。なぜこの問題が本市では低いのかについては、今後も分析を続け、その都度、教育委員会で報告していければと思います。

また、これはあくまで市の平均ですが、実際には各学校の校長あるいは担任の先生からすると自分のクラスはどうなのかという問題になってきます。それぞれの立場の中で見るとポイントも異なってきます。最終的には各学校がこの数値を分析し、どのように授業改善に生かしていくのかを継続的に考えていかなければいけないと思えます。

続いて、「③平成30年第4回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○**森山教育部長** 「平成30年第4回市議会定例会について」ご説明します。本日の資料ですが、会議日程表(案)と一般質問の一覧表の2点を用意しました。まず、平成30年第4回定例会の会期日程(案)ですが、12月5日から12月26日までの22日間の会期が予定されています。一般質問や常任委員会などの日程(案)は資料のとおりです。一般質問は12月7日から12日まで、総務文教委員会は12月14日、最終本会議が12月26日の予定となっています。次に一般質問についてです。教育委員会に係る通告は19名中16名の議員からいただいています。審議内容等については次回報告します。

○**園田教育長** ほかに事務局から何かありますか。

○**尖戸指導室長** 本市が10月に策定しました「東久留米市立学校教員の働き方改革の改革計画」に基づき、「東久留米市立学校部活動ガイドライン」について検討を進めてきましたが、このたび案文がまとまりましたので報告します。まずは策定に向けた検討の経緯を説明します。平成30年6月から、「東久留米市立学校教員の働き方改革検討委員会」により、東久留米市立学校教員の働き方について検討が行われてきました。その検討結果に基づき、「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」(平成30年10月)が策定されています。本計

画では「Ⅱ取組内容（４）部活動の負担を軽減」として、平成30年度中に本市の部活動におけるガイドラインを策定することとしています。そこで、本計画の趣旨に基づき、東久留米市立学校部活動ガイドライン策定委員を本市の中学校教員から公募し、策定委員会を発足しました。策定委員にはこの資料にあるとおり、各職層の教員が入っています。また、それぞれの教員がバスケットボール部、サッカー部、吹奏楽部など部活動の指導に携わっています。この策定委員が検討・協議を行った結果、別紙のとおり案がまとまりました。今後は各中学校からもこの案を示し、意見を求めて調整し、より実効性の高いガイドラインを取りまとめていきます。

○園田教育長 特にポイントとなる点がありますか。

○宍戸指導室長 まだまとまっていませんが、内容については、原則、スポーツ庁がまとめたものと東京都がまとめた部活動のガイドラインに基づいて検討しています。内容のポイントは3枚目をご覧ください。学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は1日以上、土曜日は及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日とする。週末に大会参加等で活動していた場合には休養日を他の日に振り替える）。2点目が、長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができることとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁期間等を活用し、5日間以上の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。3点目として、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学期中の週末を含む学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。4点目として、対外試合等による活動時間の延長はやむを得ないと校長が判断するときのみとし、速やかに代替の休養日を設ける。ここが大きな柱になっています。各学校にはこちらを示し、学校からの意見を集約して調整していきたいと考えています。

○園田教育長 中学校からの意見を集約し、後日、この教育委員会で議案として教育委員会に提出するという段取りになります。お気づきの点がありましたらご指摘いただければと思います。事務局からは以上でよろしいですね。

委員から何かありますか。

○馬場教育委員 先日、市内の野菜を使った「くるめ産給食」の試食会が開かれまして、私たち教育委員は第三小学校に行ってきました。栄養士さんが工夫して献立を考えておられ、栄養面も味についても本当に感心しました。子どもたちと一緒に席で食べたのですが、初めは緊張していたようでまったく話をしてくれなかったのですが、後半には「教育委員って何をやっているの？」と聞いてきたり、学校の様子などを楽しそうに話してくれました。とても楽しい、いい時間を過ごすことができました。また、中学生の駅伝の結団式にも出席しました。生徒たちは緊張している様子でしたが、「どうやって決めたの？」「タイムはどうだったの？」などと話かけるとうれしそうな顔をしてくれて、大会に向けて前向きな様子を見ることができました。

子どもたちに直接触れることで、生き生きと過ごしていることが窺（うかが）えました。今後もこういう機会がある時にはたくさん出席していきたいと思えます。

○宮下教育委員 私からは2点報告させていただきます。1点目は、11月16日に行われました、第七小学校の開校記念式典についてです。第七小学校は今年で開校50周年、いわば半世紀という大きな節目を迎えられました。子どもたちの喜びの言葉には「過去の学校を調



べ、現在を調べ、そして、これからの第七小学校の未来をつくるのは僕たち、私たちです」という力強いメッセージがありました。また、復興支援ソングで生まれた「ふるさと」という曲の合唱がありました。一つ一つの言葉を大切にしながら合唱されたことは私の脳裏に今も残っています。代表して参列された6年生全員が喜びとともに、凜とした空気を会場全体に漂わせてくれたと感じていました。2点目は、先ほど細田委員からも報告がありましたが、11月22日に、下里小学校が、東京都教育委員会のアクティブライフ教育実践校の3カ年間の指定を受けた成果を、東京都をはじめ全国に向けて発表しました。研究テーマは「体を動かす楽しさを味合い、意欲を持って運動に取り組む児童の育成」を掲げ、公開授業と日本体育大学教授の白旗和也先生の講演がありました。研究の特色は、コーディネートトレーニングを取り入れた運動の日常化に取り組まれたことです。授業課程における指導・支援の工夫がとても具体的で、参観者のよき学びの場になったと考えています。授業後半には、子どもたちのチャレンジタイムでは、難しさを適度に加えたユニークな活動を子どもたちが考案していました。まさに、オリンピックのウルトラ技法が誕生する原点なのではないかと感じさせられました。近隣の小学校からも多くの教員が研究会に参加されていました。

---

#### ◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で平成30年第12回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時48分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成31年1月22日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 馬場 そわか (自署)